

『学生等の学びを継続するための緊急給付金』について

2021.12.22

四日市大学教学課

文部科学省および日本学生支援機構より『学生等の学びを継続するための緊急給付金』について推薦の依頼がありましたのでお知らせします。

本事業は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯収入・アルバイト収入の減少により、学生生活にも経済的な影響が及んでいる状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないように、該当者には現金10万円が支給されるものです。

『『学生等の学びを継続するための緊急給付金』申請の手引き』を熟読し、該当者は申請してください。支給要件に合致するかを審査し、大学が推薦することができる上限人数内で日本学生支援機構に推薦します。

まずは、「申請の手引き」、「申請書」、「誓約書」を下記からダウンロード（スマートフォンでは正しく表示されない場合がありますので、パソコンでダウンロード）してください。その上で必要書類をすべて揃え、四日市大学教学課窓口に提出してください。

☆申請受付期限：2022年1月17日（月）16：30

（2021年12月28日～2022年1月3日を除く平日9：00～16：30）

☆提出書類：申請書【様式1】（申し送り事項欄も必ず記入してください。）

誓約書【様式2】（チェック漏れのないようにしてください。）

証明書類等（アパート等の賃貸契約書の写しなど、申請の手引きP6記載の「支給要件を満たすことを証明する書類」を必ず提出してください。）

☆対象者：『学生等の学びを継続するための緊急給付金』申請の手引きP4～5参照

☆ダウンロードはこちらから

[申請の手引き](#) 【様式1】 [申請書](#) 【様式2】 [誓約書](#)

☆提出先：四日市大学教学課

ご不明な点がございましたら教学課までお問い合わせください。TEL 059-365-6599

（12月28日～1月3日を除く平日9：00～16：30）

日本学生支援機構給付奨学金を受給されている方は12月21日（火）Universal Passportにて本人にお知らせしましたとおり、上記申請の必要はありません。